

埼玉県青少年健全育成審議会について

設置年月日 昭和58年10月1日
 設置根拠 執行機関の附属機関に関する条例及び埼玉県青少年健全育成審議会規則

委員数・任期 現員13名（定数16名以内）・2年

職務内容

青少年の健全育成に関する重要事項を調査審議し、及びその総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議する。

- ・青少年健全育成の総合的施策の樹立に必要な事項の調査審議
- ・優良な図書等又は興行の推奨に関する事項の調査審議
- ・有害図書、有害がん具等の指定や、有害広告文書の配布等の中止に係る命令等に関する事項の調査審議

※「いじめ防止対策推進法」に基づく、いじめ問題の重大事態に関する知事による再調査審議（「いじめ問題の重大事態に関する再調査部会」を設置し審議）

平成27年度審議会スケジュール（案）

第1回（平成27年6月8日） 議題等は次第のとおり
第2回（平成27年9月中旬予定） （1）平成27年度埼玉県推奨図書の諮問について （2）青少年の健全な育成・支援に関する調査・検討事項について （3）その他
第3回（平成27年11月下旬予定） （1）青少年の健全な育成・支援に関する調査・検討事項について （2）その他
第4回（平成28年2月上旬予定） （1）青少年の健全な育成・支援に関する調査・検討事項について （2）今後の青少年の健全育成について （3）その他

（参考）

平成26年度審議内容

第1回（平成26年6月9日） （1）埼玉県のいじめ防止対策推進法への対応状況について （2）いじめ問題の重大事態に関する再調査部会の運用について （3）地域における青少年の体験活動の促進に関する方策の検討について （4）その他
第2回（平成26年9月17日） （1）いじめ問題の重大事態に関する再調査部会委員の変更について （2）平成26年度埼玉県推奨図書の諮問について （3）現行プランの平成25年度達成状況及び平成26年度取組目標について （4）その他
第3回（平成27年2月9日） （1）いじめ問題への取組について （2）非行防止の立入調査について （3）青少年のインターネット対策について （4）その他